

令和4年度 自己点検シート

(介護報酬編)
(令和5年1月版)

(訪問介護)

事業所番号： 33

事業所名：

点検年月日： 令和 年 月 日()

点検担当者：

主な関係法令

【主に介護報酬に関わるもの】

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第36号)
- 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)
- 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)
- 厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)
- 厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)
- 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)

【主に人員基準に関わるもの】

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年岡山県条例第62号)
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)
- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年老企第25号)

参考文献

「介護報酬の解釈(令和3年4月版)」(発行:社会保険研究所)

- 青 : 1. 単位数表編 (青本)
- 赤 : 2. 指定基準編 (赤本)
- 緑 : 3. QA・法令編 (緑本)

101 訪問介護費

赤字：令和3年度変更箇所、青字は令和4年10月改正関係

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈の頁	
	訪問介護員等の資格	介護福祉士	<input type="checkbox"/>	いずれか満たす	出勤簿、勤務表、資格証	赤P46 第5条
		介護職員初任者研修修了者				
		社会福祉士及び介護福祉士法に基づく実務者研修修了者				
		介護職員基礎研修課程修了者				
		訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修課程修了者(1級、2級)				
		家庭奉仕員講習会修了者または採用時研修修了者(みなし1級)				
		保健師、看護師、准看護師(みなし1級)				平成24年3月28日 老振発第0328第9号 平成26年1月28日 長寿第1722号
その他、岡山県が訪問介護員等の具体的範囲に定めた研修修了者等						
所要時間の取扱い	実際に行われた時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の訪問介護を行うのに要する標準的な時間とする	<input type="checkbox"/>	満たす	訪問介護計画、サービス提供票	青P156注1 第2の2(4)	青P158
	所要時間は、介護支援専門員やサービス提供責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態像に従い設定する	<input type="checkbox"/>	満たす	利用者に関する記録(アセスメント等)、サービス担当者会議の要点の記録		
	訪問介護計画の作成時には硬直的な運営にならないよう十分留意し、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮する	<input type="checkbox"/>	満たす	居宅サービス計画、実施記録		
	居宅サービス計画に沿い訪問介護を実施	<input type="checkbox"/>	満たす			
1日に複数回の算定	算定する時間の間隔が概ね2時間以上	<input type="checkbox"/>	満たす	訪問介護計画、サービス提供票	青P158第2の2(4)④ 緑P53 Q2~Q4	
	概ね2時間未満の間隔で訪問介護を実施した場合には、それぞれの所要時間を合算して算定 ※「20分未満の身体介護中心型に係る頻回の訪問の場合」、「緊急時訪問介護加算を算定する場合又は医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に訪問介護を提供する場合」及び「通院等乗降介助」を除く	<input type="checkbox"/>	満たす		青P158第2の2(4)④ 青P179[注14]⑤ 緑P320 Q13	
	20分未満の生活援助は、複数回にわたるサービスを一連のサービスとみなすことが可能な場合に限り、所要時間を合計して1回の訪問介護として算定(単なる安否確認や健康チェックは不可。)	<input type="checkbox"/>	満たす		青P158(4)⑤⑥	
	1人の利用者に対し複数の訪問介護員等が交代して行った場合、1回の訪問介護として合計の所要時間で算定	<input type="checkbox"/>	満たす		青P158(4)⑦	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁
	同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用	利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することの必要性がある	<input type="checkbox"/>	あり	利用者に関する記録(アセスメント等)サービス担当者会議の要点の記録	青P126 通則(4)
	複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に訪問介護を利用	それぞれに標準的な時間で位置付け(身体介護)	<input type="checkbox"/>	満たす	訪問介護計画、サービス提供票	青P127 通則(5)
		要介護者間で所要時間を振り分け(生活援助) ※要介護者と要支援者等がいる世帯において同一時間帯に訪問介護及び介護保険法115条の45第1項第一号イに規定する第1号訪問事業(指定事業者によるものに限る)を利用した場合も同様の取扱いとする。	<input type="checkbox"/>	満たす	訪問介護計画、サービス提供票	
	身体介護 青P188～P190 「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」1身体介護 参照	利用者の身体に直接接触して行う介助	<input type="checkbox"/>	いずれか満たす	訪問介護計画	青P158第2の2(2) 緑P318 Q9～11 青P160注2 青P162第2の2(1) 緑P317 Q8
		利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助			サービス提供票	
		専門的な援助			実施記録	
	身体介護の所定単位	20分未満(167単位)	<input type="checkbox"/>	いずれか満たす	訪問介護計画、サービス提供票、実施記録	青P156 イ 青P160 注2 ※R3. 9. 30までの間は、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する経過措置あり。
		20分以上30分未満(250単位)				
		30分以上1時間未満(396単位)				
		1時間以上(579単位に30分を増すごとに+84単位)				
	20分未満の身体介護	排泄介助、体位交換、服薬介助、起床介助、就寝介助等、定期的に必要な短時間の身体介護を提供	<input type="checkbox"/>	満たす	訪問介護計画、サービス提供票、実施記録	青P160注2 青P161[注2]② 緑P54 Q6 緑P55 Q8
		単なる本人の安否確認や健康チェックに伴い若干の身体介護を行う場合は、算定不可	<input type="checkbox"/>	算定せず		
		引き続き生活援助は実施していない(緊急時訪問介護加算を算定する場合を除く)	<input type="checkbox"/>	満たす		
		「頻回の訪問」に該当しない場合、前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空ける(又は所要時間を合算する)【再掲】	<input type="checkbox"/>	満たす		
	20分未満の身体介護に係る「頻回の訪問」(所要時間の合算不要)	次のいずれの要件にも適合すること	<input type="checkbox"/>	1. 2を全て満たす	青P160注2 青P161[注2]①③	
		1 事業所の要件	<input type="checkbox"/>	イ～ハを全て満たす		青P160大臣基準告示・一
		イ 24時間体制で、利用者又はその家族等から電話等による連絡に常時対応できる	<input type="checkbox"/>	満たす		運営規程、重要事項説明書 青P160[注2]①

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈の頁
	(「頻回の訪問」の場合) 【つづき】 (注)頻回の訪問: 前回提供した訪問介護 から、2時間以上の間隔 を空けないもの	※利用者等からの連絡に対応する職員は、営業時間中は当該事業所の職員が1以上配置されていなければならないが、当該職員が利用者からの連絡に対応できる体制を確保している場合は、利用者に訪問介護を提供しても差し支えない。 また、営業時間以外の時間帯については、併設する事業所等の職員又は自宅待機中の当該事業所の職員であって差し支えない。			
	<input type="checkbox"/> 当該指定訪問介護事業所に係る指定訪問介護事業者が次のいずれかに該当する (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受けようとする計画を策定している(要介護3～5への者へのサービス提供を行う事業所に限る。)	<input type="checkbox"/> 満たす	体制届、報酬体制状況一覧表等実施又は計画が確認できる資料	青P160[注2]①	
	<input type="checkbox"/> ハ 体制届を提出している	<input type="checkbox"/> 満たす	報酬体制状況一覧表	青P160[注2]①	
	2 利用者の要件	<input type="checkbox"/> イ又はロに該当し、かつハを満たす		青P160利用者等告示・一 青P160[注2]①	
	<input type="checkbox"/> イ 要介護1～2かつ「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」におけるランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当	<input type="checkbox"/> 満たす			
	※イの場合は、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している」事業所に限る				
	<input type="checkbox"/> ロ 要介護3～5かつ「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」におけるランクB～Cに該当	<input type="checkbox"/> 満たす			
	<input type="checkbox"/> ハ サービス担当者会議で、一週間のうち5日以上、頻回の訪問を含む20分未満の身体介護の提供が必要と判断された者	<input type="checkbox"/> 満たす			
	※当該サービス担当者会議は、当該指定訪問介護の提供日の属する月の前3月の間に一度以上開催され、サービス提供責任者の参加が必須				
	3 利用可能単位数	<input type="checkbox"/> 満たす		青P161注2 青P161[注2]③	
1月あたりの訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ(1)(訪問看護サービスを行わない場合)における当該利用者の要介護度に対応する単位数を限度とする	<input type="checkbox"/> 満たす				
4 その他			青P161[注2]③		
<input type="checkbox"/> 当該サービス提供が「頻回の訪問」にあたることについて、居宅サービス計画に明確に位置づけられている。	<input type="checkbox"/> 満たす				

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁
	身体介護後に生活援助を行った場合の取り扱い	身体介護に引き続き所要時間が20分以上の生活援助を実施	<input type="checkbox"/>	実施	訪問介護計画、実施記録	青P166注5 青P167[注5]
		所要時間20分から計算して25分を増すごとに67単位を加算	<input type="checkbox"/>	満たす	サービス提供票	※R3. 9. 30までの間は、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する経過措置あり。
		201単位を限度	<input type="checkbox"/>	満たす	サービス提供票	
	身体介護が中心の場合の通院・外出介助	目的地(病院等)に行くための準備を含む一連のサービス行為	<input type="checkbox"/>	満たす	訪問介護計画、実施記録	青P127 通則(6) 青P193 1-3-3
		公共交通機関(タクシーも含まれる)を利用	<input type="checkbox"/>	いずれか満たす	利用の公共交通機関	緑P316 Q4、緑P324 Q23
		訪問介護に連続して移送を行う場合で、道路運送法上の許可又は登録がある(※サービス提供を行う訪問介護員等とは別の職員が運転) ※利用者から直接負担を求めない場合であっても、訪問介護事業所が行う要介護者の運送は、有償に該当し、登録等を要する			道路運送法上の許可又は登録	赤P82~P84 平成18年9月29日付け事務連絡「介護輸送に係る法的取扱いについて」
	たん吸引等	たん吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養)は身体介護で算定	<input type="checkbox"/>	満たす	利用者に関する記録(アセスメント等)、サービス担当者会議の要点の記録、居宅サービス計画、医療機関等との連携が確認できる書類	青P162第2の2(1) 緑P309 Q4 緑P311~、Q7~Q10
		医療や看護との連携による安全確保が図られている	<input type="checkbox"/>	全て満たす		
		登録を受けている事業者である			資格証、認定証、雇用契約書	
		業務に従事する訪問介護員が資格を有している ・当該業務を行うことが出来る訪問介護員等が実施すること ・介護福祉士※平成27年度以降(平成28年1月の国家試験合格者)が対象 ・上記以外の介護職員等であって、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた者 ・派遣職員は不可				

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁	
	<u>生活援助が中心</u> 青P193～P194 「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」2生活援助 参照	単身の世帯	<input type="checkbox"/>	いずれか満たす	利用者に関する記録(アセスメント等)	青P162注3 青P162[注3] 緑P320～ Q14、Q15	
		家族等と同居で当該家族等が障害・疾病等のため家事を行うことが困難					
		やむを得ない事情により家事が困難					
		調理、洗濯、掃除等の家事の援助	<input type="checkbox"/>	満たす	訪問介護計画、実施記録	青P162 第2の2(2)	
		居宅サービス計画に生活援助中心型算定理由の記載	<input type="checkbox"/>	あり	居宅サービス計画	青P162[注3] 緑P59 Q15	
		商品の販売や農作業等生業の援助的行為	<input type="checkbox"/>	なし	訪問介護計画、実施記録	青P162第2の2(1) 赤P79～81 2、別紙	
		直接本人の援助に該当しない行為(主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当と判断される行為)	<input type="checkbox"/>	なし	訪問介護計画、実施記録		
		日常生活の援助に該当しない行為(訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為や、日常的に行われる家事の範囲を超える行為)	<input type="checkbox"/>	なし	訪問介護計画、実施記録		
	本人不在の居宅を訪問	<input type="checkbox"/>	なし	実施記録	青P126 通則(2)		
	生活援助の所定単位	20分以上45分未満(183単位)	<input type="checkbox"/>	満たす	訪問介護計画、実施記録	緑P322～ Q16、Q17 ※R3. 9. 30までの間は、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する経過措置あり。	
45分以上(225単位)		<input type="checkbox"/>	満たす	訪問介護計画、実施記録			
	居宅以外でのサービス提供	居宅以外において行われる乗降、院内介助だけをもっては、算定不可	<input type="checkbox"/>	算定せず	実施記録	青P127 通則(6) 緑P323 Q20	
	<u>通院等乗降介助</u> 青P195～P197 「通院等のための乗降又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について (1)(1)の事例	訪問介護員等が、自ら運転する車両	<input type="checkbox"/>	満たす	出勤簿、勤務表、資格証	青P162注4 青P163～[注4] 緑P60～ Q18～Q25 緑P323 Q21～Q23	
		車両への乗車又は降車の介助	<input type="checkbox"/>	あり	訪問介護計画		
		「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」又は「通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助」	<input type="checkbox"/>	あり	訪問介護計画		
		1回につき算定(99単位)	<input type="checkbox"/>	満たす	サービス提供票		
		利用目的が「身体介護中心型」の通院・外出介助と同じ	<input type="checkbox"/>	満たす	訪問介護計画、実施記録		青P163[注4]④
		連続して行う「身体介護」を別に算定	<input type="checkbox"/>	なし	サービス提供票		青P163 [注4]①⑥
	居宅サービス計画に位置付け	<input type="checkbox"/>	あり	居宅サービス計画	青P164[注4]⑦		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁	
	通院等乗降介助【つづき】	目的地が複数あって、居宅が始点又は終点となる場合において、同一の指定訪問介護事業所が行う、目的地(病院等)間の移送や、通所サービス・短期入所サービスの事業所から目的地(病院等)への移送に係る乗降介助	<input type="checkbox"/>	該当する	居宅サービス計画 訪問介護計画	青P164[注4]⑧	
	通院等乗降介助と身体介護との区分① (身体介護で算定する場合①) 青P195～P197 「通院等のための乗降又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について (2)(2)の事例	訪問介護員等が、自ら運転する車両	<input type="checkbox"/>	満たす	出勤簿、勤務表、資格証	青P165第2の2(8) 青P195～197	
		要介護4又は要介護5の利用者	<input type="checkbox"/>	合致	受給資格等の確認		
		乗車前介助(降車後介助)が20～30分程度以上	<input type="checkbox"/>	満たす	訪問介護計画、実施記録		
		運転時間を控除	<input type="checkbox"/>	満たす	実施記録		
			「身体介護中心型」で算定	<input type="checkbox"/>	あり	サービス提供票	青P163[注4]⑥
			別に「通院等乗降介助」の算定	<input type="checkbox"/>	なし	サービス提供票	
			居宅サービス計画に位置付け	<input type="checkbox"/>	あり	居宅サービス計画	
	通院等乗降介助と身体介護との区分② (身体介護で算定する場合②) 青P195～P197 「通院等のための乗降又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について (3)(3)の事例	訪問介護員等が、自ら運転する車両	<input type="checkbox"/>	満たす	出勤簿、勤務表、資格証	青P165第2の2(8) 青P193～194	
		要介護1～要介護5の利用者	<input type="checkbox"/>	合致	受給資格等の確認		
		外出に直接関連しない身体介護(入浴介助・食事介助等)	<input type="checkbox"/>	あり	訪問介護計画		
		上記の所要時間が30分～1時間程度以上	<input type="checkbox"/>	満たす	訪問介護計画		
			運転時間を控除	<input type="checkbox"/>	満たす	実施記録	青P163[注4]⑥
			「身体介護中心型」で算定	<input type="checkbox"/>	あり	サービス提供票	
			別に「通院等乗降介助」の算定	<input type="checkbox"/>	なし	サービス提供票	
	居宅サービス計画に位置付け	<input type="checkbox"/>	あり	居宅サービス計画	青P164[注4]⑦		
	通院等乗降介助と通所・短期入所サービスの「送迎」の区分	利用者の心身の状況により、事業所の送迎車を利用できないなど特別な事情がある場合のみ、通院等乗降介助は算定可	<input type="checkbox"/>	あり	利用者に関する記録(アセスメント等)、サービス担当者会議の要点の記録	青P165第2の2(9)	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈の頁
	同一敷地内建物等 (※1)に居住する者 又は同一建物((※1) を除く)に居住する20 人以上にサービスを行 う場合の減算 (所定単位数×90/ 100)	次のいずれかに該当すること	<input type="checkbox"/> 該当		青P175[注10]①②
		同一敷地内建物等(※1)に居住する利用者に対しては、減算を行う(事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等(※1)に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く)	<input type="checkbox"/> 該当		
		1月当たりの利用者(※2)が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等(※1)を除く)に居住する利用者に対しては、減算を行う	<input type="checkbox"/> 該当		
		(※1)事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物			
(※2)1月当たりの利用者:1月間の利用者数の平均(当該月の1日ごとの該当建物居住利用者の合計÷当該月の日数) なお、一体的な運営をしている場合は、第1号訪問事業の利用者を含めて計算すること。					
	同一敷地内建物等 (※1)に居住する50人 以上にサービスを行う 場合の減算 (所定単位数×85/ 100)	1月当たりの利用者(※2)が同一敷地内建物等(※1)に50人以上居住する建物に居住する利用者に対しては、減算を行う	<input type="checkbox"/> 該当		青P175[注10]①⑤
		(※1)事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物			
		(※2)1月当たりの利用者:1月間(歴月)の利用者数の平均 (当該月の1日ごとの該当建物居住利用者の合計÷当該月の日数)			

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁
	2人の訪問(介護) (所定単位数×200/100)	利用者又は家族の同意	<input type="checkbox"/>	あり	同意の記録	青P166注6 青P166利用者等告示・三 青P167[注6] 緑P62 Q1~Q2
		イ 利用者の身体的理由により1人での介護が困難	<input type="checkbox"/>	いずれか満たす	利用者に関する記録(アセスメント等)サービス担当者会議の要点の記録	
		ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等				
		ハ その他利用者の状況等からイ、ロに準ずる				
夜間加算(+25%)	18時~22時(開始時刻が加算の対象となる時間帯)	<input type="checkbox"/>	該当	サービス提供票	青P166注7 青P167[注7]	
	早朝加算(+25%)	6時~8時(開始時刻が加算の対象となる時間帯)	<input type="checkbox"/>	該当		サービス提供票
	深夜加算(+50%)	22時~6時(開始時刻が加算の対象となる時間帯)	<input type="checkbox"/>	該当		サービス提供票
特定事業所加算 共通要件	I 体制要件 以下の1~4の全てに適合	<input type="checkbox"/>	満たす		青P168注8 青P168~基準告示・三イ・ロ・ハ・ニ・ホ 青P169~[注8] 緑P63~ Q3~11	
	1 計画的な研修計画の作成、実施 * 訪問介護員等ごとに研修計画を作成	<input type="checkbox"/>	あり	研修計画書(事業計画書)	青P169[注8]①イ 緑P15 Q2	
	2(1)利用者情報、留意事項伝達、技術指導等の会議開催 * 全ての訪問介護員等が参加(全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。また、会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。)	<input type="checkbox"/>	定期的実施	会議記録	青P169[注8]①ロ	
	2(2)サービス提供責任者による利用者情報等の伝達及び訪問介護員等による報告 利用者のADLや意欲 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 家族を含む環境 前回のサービス提供時の状況 その他サービス提供に当たって必要な事項 「前回のサービス提供時の状況」の報告は省略不可 ※訪問介護員等から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書(電磁的記録を含む)にて記録を保存	<input type="checkbox"/>	文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書	青P169[注8]①ハ 緑P65 Q9	
	3 定期的な健康診断の実施 ※少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施	<input type="checkbox"/>	全員に実施	健診受診記録等	青P170[注8]①ニ 緑P15 Q3	
	4 緊急時等における対応方法の明示	<input type="checkbox"/>	あり	重要事項説明書等	青P170[注8]①ホ	

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈の頁		
	特定事業所加算Ⅰ (+20%)	Ⅱ 人材要件 以下の5、6のいずれも満たす				青P168告示・三イ	
		5 訪問介護員等要件(前年度(三月を除く)又は届出日が属する月の前3月)	□ イ、ロいずれか満たす	職員台帳(履歴書) 実務経験証明書 資格証等	割合についての毎月の記録	青P168告示(5) 青P170②イ 緑P15 Q1 緑P64 Q6	
		イ 訪問介護員等総数のうち、介護福祉士の数が3割以上					
		ロ 訪問介護員等総数のうち、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が5割以上					
		※ 前三月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に維持していること					
		6 全てのサービス提供責任者要件					青P168告示(6) 青P170[注8]②ロ 緑P64 Q6 緑P312 Q1,Q2
		イ 実務経験3年以上の介護福祉士	□ イ、ロいずれか満たす	職員台帳(履歴書) 実務経験証明書 資格証等			
		ロ 実務経験5年以上の実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者					
		ハ 1を超えるサービス提供責任者が必要な事業所の場合は、2人以上の常勤を配置	□ 満たす				
		Ⅲ 重度化対応要件 以下の7を満たす					
		7 重度要介護者等対応要件(前年度(三月を除く)又は届出日が属する月の前3月)	□ 満たす	利用者台帳、サービス提供票、実施記録	割合についての毎月の記録	青P168告示・三イ(7) 青P171[注8]③	
		※利用者総数のうち要介護4、5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者、たんの吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養)を必要とする利用者の割合が2割以上。				緑P65 Q8	
※たんの吸引等の行為を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環としてたんの吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限る。	緑P66 Q10, Q11						
※ 前三月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近三月間の利用者の割合につき、毎月継続的に維持していること							

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁
<p>特定事業所加算Ⅱ (+10%)</p> <p>※5は、訪問介護員等要件を満たすと届出を行った事業所についての点検項目</p> <p>※6は、サービス提供責任者要件を満たすと届出を行った事業所についての点検項目</p>	I 体制要件 上記共通要件1～4の全てに適合		<input type="checkbox"/>	満たす		青P168告示・三〇
	II 人材要件 以下の5又は6のいずれかを満たす		<input type="checkbox"/>	5又は6を満たす		
	5 訪問介護員等要件(前年度(三月を除く)又は届出日が属する月の前3月)	イ 訪問介護員等総数のうち、介護福祉士の数が3割以上 ロ 訪問介護員等総数のうち、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の数が5割以上	<input type="checkbox"/>	イ、ロいずれか満たす	職員台帳(履歴書) 資格証等	青P168告示・三一(5) 青P170[注8]②イ 緑P15 Q1 緑P64 Q6
	※ 前三月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近三月間の職員の割合につき、毎月継続的に維持していること					
	6 全てのサービス提供責任者要件				割合についての毎月の記録	青P171[注8]④ロ 緑P65 Q8
	イ 実務経験3年以上の介護福祉士	ロ 実務経験5年以上の実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者	<input type="checkbox"/>	イ、ロいずれか満たす	職員台帳(履歴書) 実務経験証明書 資格証等	青P168告示・三一(6) 青P170②ロ 緑P64 Q6 緑P312 Q1,Q2
	ハ 1を超えるサービス提供責任者が必要な事業所の場合は、2人以上の常勤を配置					
	特定事業所加算Ⅲ (+10%)	I 体制要件 上記共通要件1～4の全てに適合		<input type="checkbox"/>	満たす	
	III 重度化対応要件 以下の7を満たす					
	7 重度要介護者等対応要件(前年度(三月を除く)又は届出日が属する月の前3月)	※利用者総数のうち要介護4、5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者、たんの吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養)を必要とする利用者の割合が2割以上。 ※たんの吸引等の行為を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環としてたんの吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限る。 ※ 前三月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近三月間の利用者の割合につき、毎月継続的に維持していること	<input type="checkbox"/>	満たす	利用者台帳、サービス提供票、実施記録	青P168告示・三一(7) 青P171[注8]③
	緑P65 Q8					
	緑P66 Q10, Q11					
	※ 前三月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近三月間の利用者の割合につき、毎月継続的に維持していること				割合についての毎月の記録	青P171[注8]④ロ 緑P65 Q8

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁
特定事業所加算Ⅳ (+5%)		I 体制要件 上記共通要件2~4、及び以下5~6の全てに適合	<input type="checkbox"/>	満たす		青P168告示・三二
		5 サービス提供責任者に対する研修計画の作成、実施 * 全てのサービス提供責任者ごとに研修計画を作成	<input type="checkbox"/>	あり	研修計画書(事業計画書)	青P169告示・三二(2) 青P169[注8]①イ
		6 配置すべき常勤のサービス提供責任者2人以下の事業所で、配置すべきサービス提供責任者を常勤で配置し、基準を上回る数の常勤サービス提供責任者を1人以上配置	<input type="checkbox"/>	満たす		青P169告示・三二(3) 青P170[注8]②ロ
		Ⅲ 重度化対応要件 以下の7を満たす				
		7 重度要介護者等対応要件(前年度(三月を除く)又は届出日が属する月の前3月)				青P169告示・三二(4) 青P171[注8]③
		※利用者総数のうち要介護3~5の利用者、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者、たんの吸引等(口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養)を必要とする利用者の割合が6割以上。	<input type="checkbox"/>	満たす	利用者台帳、サービス提供票、実施記録	緑P65 Q8
		※たんの吸引等の行為を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環としてたんの吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限る。 ※ 前三月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近三月間の利用者の割合につき、毎月継続的に維持していること				緑P66 Q10, Q11
				割合についての毎月の記録	青P171[注8]④ロ 緑P65 Q8	
特定事業所加算Ⅴ (+3%)		I 体制要件 上記共通要件1~4の全てに適合	<input type="checkbox"/>	満たす	研修計画書(事業計画書) 会議記録	青P169 大臣基準告示・三ホ(1)
		II 人材要件 以下の8を満たす			留意事項伝達書(FAX、メール可)、サービス提供報告書 健診受診記録等 重要事項説明書等	
		8 訪問介護員等要件 イ 訪問介護員等総数のうち、勤続年数7年以上の者の数が3割以上	<input type="checkbox"/>	満たす	職員台帳(履歴書) 実務経歴証明書	青P169 大臣基準告示・三ホ(2)
		※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数。				
		※ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる				

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁
	特別地域訪問介護加算 (+15%)	厚生労働大臣が定める地域に事業所が所在	<input type="checkbox"/>	該当		緑P801～平24告120 青P176注11
	中山間地域等における小規模事業所加算 (+10%)	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に事業所が所在	<input type="checkbox"/>	該当		緑P818～平21告83・一 青P176注12の取扱い
利用者への説明、同意		<input type="checkbox"/>	あり		青P177注12の取扱い④	
1月当たりの延訪問回数が200回以下		<input type="checkbox"/>	該当	サービス提供票	青P176 施設基準・一	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (+5%)	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に利用者が居住	<input type="checkbox"/>	該当	利用者の基本情報	緑P818平21告83・二	
	通常の事業実施地域を越えてサービスを提供	<input type="checkbox"/>	合致	運営規程	青P176注13 青P177[注13]	
	交通費の支払い	<input type="checkbox"/>	なし	領収証		
緊急時訪問介護加算 (1回につき+100単位)	ケアマネジャーと連携し、居宅サービス計画において計画的に訪問することになっていない「身体介護」を実施	<input type="checkbox"/>	満たす	サービス提供票(変更前・後) 訪問介護計画(変更前・後)	青P178注14 青P179[注14] 緑P67～ Q13～Q16	
	利用者又は家族等から要請を受けてから24時間以内に提供	<input type="checkbox"/>	満たす	要請に関する記録、サービス提供記録等		
	1回の要請につき1回を限度として算定	<input type="checkbox"/>	満たす			
	※介護支援専門員が、利用者又は家族等から要請された日時又は時間帯に身体介護中心型の訪問介護を提供する必要があると判断した場合に加算			サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図った記録		
初回加算 (1月につき+200単位)	新規に訪問介護計画を作成	<input type="checkbox"/>	あり	訪問介護計画	緑P68 Q16, 17	
	過去2月間(暦月)に、当該事業所から訪問介護の提供を受けていない	<input type="checkbox"/>	該当	サービス提供票		
	初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行っている	<input type="checkbox"/>	いずれか満たす	実施記録	青P178二 青P179 第2の2(19)	
	初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に、サービス提供責任者が同行訪問している			同行訪問した旨の記録		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁
	生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (1月につき+100単位)	サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(※1)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(理学療法士等)の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成	<input type="checkbox"/>	該当	利用者に関する記録(アセスメント等)、同行訪問した旨の記録、訪問介護計画書、実施記録	青P180ホ 青P181~182 第2の2(20)②
		当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行った	<input type="checkbox"/>	該当		青P186問6
		初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月	<input type="checkbox"/>	該当		
		(※1)医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。				
	生活機能向上連携加算 (Ⅱ) (1月につき+200単位)	利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(※1)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士等と利用者の身体の状況等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成 ※訪問介護計画の作成に当たっては、理学療法士等が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、当該利用者のADL及びIADLに関する利用者の状況について評価を行うこと。なお、カンファレンスはテレビ電話装置等を活用して行うことができる。(カンファレンスはサービス担当者会議とは時間を明確に区分した上で実施すること。)	<input type="checkbox"/>	該当	利用者に関する記録(アセスメント等)、同行訪問した旨の記録、訪問介護計画書、実施記録	青P180ホ 青P181~182 第2の2(20)①
		当該理学療法士等と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行った	<input type="checkbox"/>	該当		
		初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間算定できる	<input type="checkbox"/>	該当		
		(※1)医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。				

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈の頁
	<p>認知症専門ケア加算 共通要件</p>	<p>1 利用者総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅥに該当する利用者。以下、「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上</p> <p>※ 割合は、算定日が属する月の前3月間の利用実人員数又は、利用延人員数(要支援者を含む)の平均で算定</p> <p>※届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合について、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要</p> <p>2 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満である場合であっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施</p> <p>※ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日付け老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計発第03310007号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修</p> <p>3 事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に関催</p> <p>※ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。また、会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input type="checkbox"/> 該当</p>	<p>利用者台帳 サービス提供票 実施記録</p> <p>利用者台帳 資格証等</p> <p>研修計画書(事業計画書) 会議記録</p>	<p>青P183 大臣基準告示・三のニイ(1)</p> <p>青P183 大臣基準告示・三のニイ(2) 利用者等告示・三の二</p> <p>青P183 大臣基準告示・三のニイ(3)</p>
	<p>認知症専門ケア加算 (Ⅰ) (1日につき+3単位)</p>	<p>上記共通要件1～3の全てに適合</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p>		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果		確認書類	介護報酬の解釈の頁
	認知症専門ケア加算 (2) (1日につき+4単位)	上記共通要件1～3の全てに適合	<input type="checkbox"/>	該当		青P183 大臣基準告示・三の二〇(1)
		以下の4及び5のいずれにも適合	<input type="checkbox"/>	該当		
		4 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/>	該当		青P183 大臣基準告示・三の二〇(2)
		※「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日付け老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計発第03310007号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修				
		5 事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定	<input type="checkbox"/>	該当		青P183 大臣基準告示・三の二〇(3)
	サービス種類相互の算定関係	短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けていない。(定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者に対し、通院等乗降介助の提供を行った場合を除く。)	<input type="checkbox"/>	満たす	サービス提供票	
		同一時間帯に通所サービスを利用	<input type="checkbox"/>	なし	サービス提供票	青P126 通則(2)

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈の頁
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	<p>(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、加算算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じていること。</p> <p>(2) (1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 加算算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営悪化等により事業の継続が困難な場合に、当該事業の継続を図るため賃金水準を見直したときは、その内容を知事に届けること。</p> <p>(4) 事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>② ①の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>③ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>④ ③について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>⑤ 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>⑥ ⑤の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8) 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善(賃金改善を除く。)の内容(職場環境等要件の内容)を全ての介護職員に周知していること。</p>	<p><input type="checkbox"/> している</p> <p><input type="checkbox"/> している</p> <p><input type="checkbox"/> している</p> <p><input type="checkbox"/> している</p> <p><input type="checkbox"/> 処されていない</p> <p><input type="checkbox"/> している</p> <p><input type="checkbox"/> 定めている</p> <p><input type="checkbox"/> している</p> <p><input type="checkbox"/> している</p> <p><input type="checkbox"/> している</p> <p><input type="checkbox"/> している</p> <p><input type="checkbox"/> している</p>		<p>青P184 緑P646 大臣基準告示四 緑P966～986 緑P18～ Q1～Q67</p> <p>※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)については、令和6年3月31日まで算定可能</p>

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈の頁
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1) (Ⅰ)の算定要件(1)～(6)、(7)①～④及び(8)に適合していること。	<input type="checkbox"/> している		
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1) (Ⅰ)の算定要件(1)～(6)及び(8)に適合していること。	<input type="checkbox"/> している		
		(2) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定め、書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること又は、介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知していること。	<input type="checkbox"/> している		
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)共通	(1) 次のa～dに掲げる全てに適合し、賃金改善に要する費用の見込額が、加算算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じていること。	<input type="checkbox"/> している		緑P647 令3告73・四の二 緑P35 Q1～Q39 緑P966～986
		a 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万以上又は賃金改善後の賃金見込額が年額440万以上であること。 ※経験・技能のある介護職員とは介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者	<input type="checkbox"/> 満たす		
		b 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均と比較して高いこと。	<input type="checkbox"/> 満たす		
		c 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、その他の職種の賃金改善に要する費用の見込額の2倍以上であること。(ただし、その他の職種の平均賃金額が他の介護職員の返金賃金額の見込額を上回らない場合はこの限りではない。)	<input type="checkbox"/> 満たす		
		d その他の職種の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。	<input type="checkbox"/> 満たす		
		(2) 介護職員等特定処遇改善加算計画書を作成し、届出の計画に係る計画の期間中に実施する処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> している		
		(3) 特定加算の算定額に相当する賃金改善を実施	<input type="checkbox"/> している		
		(4) 実績報告	<input type="checkbox"/> 行う		

届出状況	点検項目	点検事項	点検結果	確認書類	介護報酬の解釈の頁
	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)(Ⅱ)共通	(5) 処遇改善加算の(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定 (6) 職場環境等要件を満たすこと。 (7) 特定加算に基づく取組をホームページ等により公表 (令和3年度は算定要件とされていない。)	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> 満たす <input type="checkbox"/> している		
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること	<input type="checkbox"/> している		
	介護職員等ベースアップ等支援加算	(1) 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる賃金改善計画を策定し、適切な措置を講じている (2) 処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定している	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> している		